



月1回発行
発行所 役場
加治木町 加治木町役場
加治木町 加治木町役場
加治木町 加治木町役場

加治木に保健所を開設

管轄は西部六ヶ町村と
鹿兒島郡下各町村
保健所は衛生に於いては一變し、設置を見たわけ

保健所は衛生に於いては一變し、設置を見たわけ
明治以來取締りを中心とした運営を警察署がなした

保健所とは

保健所とは保健法に依り作られたもので、鹿兒島

保健所とは保健法に依り作られたもので、鹿兒島
責任を持ち、食物による病



保健所長は次の様に話を下さりました

主要行事

- 7月中
消防団幹部會 8日
陽バラ予防接種實施 各學校
役場職員採考試験 16日
保健所開設式 25日
所得稅申告説明會 15日
ナトコ映寫會 17日-22日
農地委員會 20日-31日
砂糖小賣業者登錄更新打合會 20日
民生委員會 22日
臨時第四回町議會 26日

臨時第四回町議會

七月二十八日開會
臨時第四回町議會は七月二十八日、二十九日の

その後の加裁問題
上京中の町長等歸る
土産話も数々
町一般の要望により、上京中の町長、議長及び

裁判所問題

一、裁判所問題
東京の途次福岡に立寄

失業対策補助問題

四、失業対策補助問題
之も誠に重大な懸案である

役場廳舎起債問題

二、役場廳舎起債問題
本年は、役場の新築を

幸和寮と命名

母子寮
加治木母子寮は、開所

今年のお盆は

盆と正月ほど昔々にとつ
なつかしきお盆は

役場吏員採用試験合格者

役場吏員採用試験合格者
吏員採用試験は去る七

望であつたがその理由として
1、新年だけ新曆でお盆は
例年舊曆であるのは變なものである

先般吏員採用試験が行われ、五、六名とるのに百

1、新曆は、月が出ない

2、農村の作物との關係が

3、隣接町村と足並を合せ

4、反対に初盆などで行く

5、官公署銀行等の休みも

6、昨年の様に寄り月があ

7、商人として仕入販賣共

8、好都合である

9、反対理由として

改正地方税制一覽

【地方自治廳25・2・17】當
()内の數字は改正後の昭和一年
度収入見込額で單位百万円である

地方税

道府縣税

(七〇、三六六)

市町村税

(二一八、四七四)

廢止税目

(一、五八八)

目的税	課税標準	税率	課税方法	納付時期	徴収方法
附加價值税 (四九〇〇百万円)	法人・事業年度の附加價值 個人・事業年度の初日に属する年の 一月一日から十二月三十一日の 又は事業廢止の時までの附加 價值	百分の四 (制限率 百分の八) 第一種事業 百分の三 (制限率 百分の六) 第二種事業 百分の三 (制限率 百分の六) 第三種事業 百分の三 (制限率 百分の六)	申告納付 特別徴収 (證紙徴収)	内但し 事業年度終了の日から二月以 内 申告納付の日から六月を以て 個人 申告納付の日から六月を以て 法人 申告納付の日から六月を以て 個人 申告納付の日から六月を以て 法人 申告納付の日から六月を以て	申告納付 特別徴収 (證紙徴収)
入場税 (三、三三)	入場料金又は引用料金	百分の四 (制限率 百分の八)	随時	随時	普通徴収
遊興飲食税 (三、三三)	遊興、飲食及び宿泊の料金	百分の四 (制限率 百分の八)	随時	随時	普通徴収
自動車税 (一、七〇〇)	台數	普通自動車 百分の二 軽自動車 百分の二 小型自動車 百分の二 トラック及バス 百分の二 営業用自動車 百分の二	四月一日	四月中及び十一月中普通徴収	普通徴収
礦區税 (一、四〇〇)	礦區又は砂礦區の面積又は延長	一定 百分の三 二 百分の三 三 百分の三 四 百分の三 五 百分の三 六 百分の三 七 百分の三 八 百分の三 九 百分の三 十 百分の三	十一月一日	十二月月中	普通徴収
漁業權者税 (〇、九)	漁業權の賃賃料 免許件數	一定 百分の三 二 百分の三 三 百分の三 四 百分の三 五 百分の三 六 百分の三 七 百分の三 八 百分の三 九 百分の三 十 百分の三	六月一日	七月、九月、十二月、二月 均等割のみにするもの	普通徴収
水利地益税 (五、〇)	水利地益	均等割による額 課税總額から所得金額又は 控除した金額	六月一日	七月、九月、十二月、二月 均等割のみにするもの	普通徴収
市町村民地益税 (五、〇)	水利地益	均等割による額 課税總額から所得金額又は 控除した金額	六月一日	七月、九月、十二月、二月 均等割のみにするもの	普通徴収
固定資産税 (三、七)	固定資産の價格	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
自轉車税 (一、七)	台數	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
電気ガス税 (五、六)	電気料金、ガス料金	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
礦物採取引税 (一、三)	礦物の取引價格	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
木材取引税 (一、三)	木材の取引價格	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
入湯税 (二、〇)	入湯	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
接客人税 (二、〇)	接客人	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
市町村法定外普通税 (一、一)	市町村法定外普通税	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
水利地益税 (一、一)	水利地益	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
共同施設税 (一、一)	共同施設	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
市町村税 (一、一)	市町村税	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
土地又は家屋の價格又は面積	土地又は家屋の價格又は面積	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収
道府縣民地、地租、家屋税、事業税、特別所得税、市町村民地、舟税、金庫税、と蓄税、使用人税	道府縣民地、地租、家屋税、事業税、特別所得税、市町村民地、舟税、金庫税、と蓄税、使用人税	一定 百分の二 二 百分の二 三 百分の二 四 百分の二 五 百分の二 六 百分の二 七 百分の二 八 百分の二 九 百分の二 十 百分の二	一月一日	四月、六月、八月、十一月 却資産分昭和二十六年	普通徴収

